

光回線サービスの卸売に関する勧誘トラブルにご注意！ 安くなると言われても、すぐに契約しないようにしましょう

相談事例

【事例 1】

契約先のプラン変更だと思ったら、別業者の契約になっていた



【事例 2】

契約先事業者だと思ったが別業者だったので解約したいが、連絡先がわからない

【事例 3】

光回線の変更が必要であるかのような勧誘により契約してしまった

【事例 4】

料金が安くなると言われて契約したら、説明されていないオプションが契約になっており、高額な請求を受けた

【事例 5】

スマートフォンの説明を聞きに行ったのに、光回線の転用手続きが行われていた

相談事例からみる問題点

1. NTT東西と誤解させ、別業者との契約になることを認識させていない
2. 変更しなければならないとの誤った説明で契約させている
3. 勧誘時に契約に関する料金が正しく説明されていない
4. 契約を了承した覚えがないのに契約になっている



アドバイス

コラボ光はNTT東西との契約ではなく、光コラボレーション事業者との契約であることを理解しましょう

1. 現在の契約内容を確認しておきましょう
2. 勧誘された事業者名やサービス名、連絡先など、コラボ光の契約内容を確認しましょう
3. 現在の契約内容とコラボ光の契約内容を比べた上で検討しましょう
4. 契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、すぐに光コラボレーション事業者
に申し出ましょう
5. トラブルになったときは、射水市消費生活センター ☎52 - 7974に相談しましょう